

## <当面検討を急ぐべき事項>

### (1号側意見)

- 許容患者数を超える過剰な外来医療の適正化（包括化、1点単価引下げ等）
- 特定機能病院等の機能評価の見直しと国立病院等における総枠予算制の検討
- 急性期の在院日数短縮の促進（入院時医学管理料の平均在院日数区分の再編等）
- 慢性期リハビリテーションの評価（遁減制の導入、算定期間の設定等）
- 遁減制等、療養型病床群の評価の見直し
- 遁減制に代わる長期入院是正策の検討（長期契約的な包括評価等）
- 小児の入院医療の検討
- 医療事故や院内感染の発生等へのペナルティの強化
- 調剤薬局の機能の見直し、適正な医薬分業の推進、院内処方と院外処方の報酬格差の是正等
- 高度医療機器の適正配置と共同利用の促進

### (2号側意見)

- かかりつけ医機能（診療所外来等）の評価と紹介制・逆紹介制の評価
- 特定機能病院・地域医療支援病院及び国公立病院の再検討  
（入院機能を主に評価、公的医療機関における政策医療の推進）
- 急性期・慢性期のリハビリテーション及びリハビリテーション処方料の評価
- 入院時医学管理料の見直し（遁減制の廃止、病態による評価、加算の見直し）
- 療養型病床群及び老人病棟の評価の再検討
- 小児医療の評価及び乳幼児医療を重視する診療報酬上の配慮
- 救急医療の評価の充実
- 外来看護料の評価と入院看護料の引上げ
- 病院と診療所の特性に応じた診療報酬体系の確立
- 継続性のある歯科医学的管理・指導などかかりつけ歯科医機能の重点評価
- 病院歯科における高次機能の評価と有機的な病診連携の推進
- かかりつけ薬局機能の拡充（薬歴管理と指導の分離評価、病院薬剤師との連携等）
- 診療報酬と調剤報酬の整合性（調剤技術の変化等に応じた評価の見直し）

## <継続して検討すべき事項>

### (1号側意見)

- 医療機関の機能分担の推進とかかりつけ医機能の明確化
- 看護必要度の評価の検討
- 療養担当規則の見直し（医療の質の確保）

### (2号側意見)

- 特定系統と一般系統の区分と公私医療機関の経営基盤の検討
- 指導大綱及び療養担当規則等の見直し

## 2 医療技術の適正評価

### ① 医療技術評価の基本方針

- 保険医療機関等の薬価差に依存する経営からの脱却を目指す。患者に提供される医療の質に応じた医療技術の適正評価と経営効率化の努力を通じて、医療の質の向上と保険医療機関等の健全な経営とが図られるような診療報酬体系とする。
- 技術料については出来高払いを基本としつつ、診療報酬請求事務の簡素化、過剰使用の抑制等の観点も踏まえ、「もの」と「技術」の分離や内訳の明示など、適正な「もの」と「技術」の評価方法について検討する。

### ② 「技術」の適正評価

- 「もの」よりも「技術」を重視する観点も踏まえ、「技術」については、技術難易度、診療科特性等を踏まえつつ、当面、相対評価を基本に評価の適正化を行う。相対評価の適正化に当たっては、医科、歯科、調剤などそれぞれの固有の特性にも留意する。
- 保険医療機関等が提供する診療行為のコストを把握しつつ、適正なコストに基づいて提供される医療サービスを、その質に応じて適正に評価する診療報酬上の仕組みについて中長期的観点から検討する。
- 国は、保険者、保険医療機関等の協力を得て、相対評価を基本とする評価の適正化のため、保険医療機関等のコストデータ、診断群別のコストデータをはじめとする関連情報についての収集・分析体制を整備するとともに、医療の質の評価や医療経済に関する研究体制、評価体制を早急に確立する。

### ③ 医療従事者の技術差異の評価

- 医療従事者個人の技術差異については、統一的な専門医、認定医等の検討・普及状況等を踏まえつつ、その評価のあり方について、さらに検討する。
- 特定の技術について経験が深く熟練した者の評価という観点から、当面、技術料における施設要件のあり方について検討する。

#### ④ 「もの」の適正評価

- 「もの」については、不合理な薬価差を縮小させる観点等から、コストが低減している市場取引の実態を踏まえ、薬価や特定保険医療材料価格、検査価格の適正化を図る。
- 「もの」に関する量的な面での使用の適正化を図るための方策について検討する。
- 「もの」に係る適正な管理体制、研修体制等の評価については、管理体制、研修体制の実態等を踏まえつつ、技術料として評価するか、もの代の一部として評価するかについて検討する。
- 「もの」に関する評価を適正に行うための関係調査の効率化や精度の向上について検討する。

#### ⑤ 費用対効果等を重視した新技術への対応等

- 限られた医療費財源の効率的な活用を図りつつ患者の新たな医療ニーズに応えるため、高度先進医療、予防的治療技術をはじめ、費用対効果などの科学的な根拠に着目した新たな医療技術の保険適用、薬価算定等のあり方を検討する。
- 保険者が医療機関と直接契約して、保健事業を含む総合的な保健診療サービスを提供する試行的な枠組みのあり方について検討する。
- 生殖医療、遺伝子治療などへの対応については、国民的な合意形成を前提に、他の医療ニーズの優先度や今後の医療費財源の枠組みの問題も踏まえつつ、さらに検討する。

## <当面検討を急ぐべき事項>

### (1号側意見)

- 技術の普及等によるコスト低減を踏まえた点数の見直し（検査料、手術料等）
- 初・再診料の不合理な病診格差の是正
- 技術料に係る施設要件の見直し
- 訪問歯科診療の適正化
- 過剰検査の適正化
- 薬価、特定保険医療材料価格の適正化
- 薬剤使用の適正化（薬剤の包括化、多剤投与の過減制の強化等）
- 実績が乏しい高度先進医療の承認の取消

### (2号側意見)

- 医師の基本技術に対する適正評価
  - ・ 適正な薬剤管理コストの設定（処方料等）、薬剤関連技術料の評価
  - ・ 初診料・再診料の評価と診療に要する時間に着目した評価
  - ・ 診療科の特性に応じた外来管理加算の見直し
  - ・ 手術・検査料等の入件費に着目した評価の見直し
  - ・ 検体検査判断料の評価
- 各診療科固有の専門技術に対する適正評価
- 歯科医師の基本技術に対する適正評価
  - ・ 初診料・再診料、指導管理、検査、画像診断、処置、手術、歯冠修復及び欠損補綴等の歯科固有の技術の適正評価
- 歯科固有の技術に対する適正評価
  - ・ 小児の齲蝕抑制と長期管理の推進
    - （小児齲蝕多発傾向者への総合的指導管理等の評価等）
    - ・ 歯周疾患治療の評価の充実
    - ・ 歯科補綴物の長期的維持管理
    - ・ 予防的観点に立った口腔機能の維持管理の検討
    - ・ 障害を有する患者への歯科医療の充実
    - ・ 介護保険との整合性を図るために訪問歯科診療の見直し
  - ・ 調剤技術の変化等に応じた評価の見直し
  - ・ 医薬品適正使用推進のための服薬指導業務の強化
- 病院・診療所薬剤師の技術の適正評価
  - ・ 薬剤管理指導料の適正評価
  - ・ 注射薬を適正使用するための薬剤師業務の評価（注射薬調剤の評価）
  - ・ 調剤技術基本料の適正評価
- 包括評価における「もの」の部分の評価を見直し
  - ・ 技術部分の引上げ、明確に評価されていない「もの」の評価方法等
- 感染症や危険物等ハイリスクの医療廃棄物処理に対する診療報酬上の評価
- 医療材料価格の適正化、歯科貴金属材料の安定的供給（国際価格変動への対応）
- 実績が乏しい高度先進医療の承認の取消、特定療養費制度の検討
- 入院時食事療養費の引上げ

<継続して検討すべき事項>

(1号側意見)

- 統一的な専門医認定制度の確立
- 医療の質に着目した医療機関評価と情報提供の推進
- 医療機関のD R Gを活用したコスト分析と医療経済的な観点に着目した適正な医療技術の評価手法の確立
- 高度な医療技術等の保険適用ルール

(2号側意見)

- 医療機関のコスト分析とこれを踏まえた技術の適正評価
- 医療従事者の経験年数や経歴の評価
- 高度な医療技術等の保険適用ルール
- 人件費相当分の診療報酬の体系化（一般系統）

## 4 医療に係る情報提供の推進

### ① 医療に係る情報提供の基本方針

- 医療法における広告規制と整合性を図りつつ、国、保険医療機関等、保険者の役割分担に応じ、患者の適切な選択によって良質な医療が提供されるよう、保険医療機関等に関する情報や診療情報の提供を推進する。

### ② 患者に対する診療情報の提供

- 保険医療機関等から患者に対する診療内容や薬剤に関する情報提供、入院時における診療計画等の説明、診療に係る領収書の発行などを進め、適正な評価を行う。また、診療録管理体制の確保など、診療情報提供の環境整備を推進する。
- 患者への十分な説明と納得を得る観点から、診察等における時間の要素をどのように診療報酬体系に取り入れるか、その方法論について検討する。

### ③ わかりやすい医療の環境整備

- 現在、疾病ごとの標準的な治療のあり方については、各学会を中心に検討、作成が進められているが、患者の治療に対する理解等を高めるため、国際標準も踏まえた活動を進め、その普及を図る。
- 薬剤や医療材料についても、患者の治療に対する理解等を高めるため、効能効果、副作用、価格等の情報を比較可能な形で患者等に提供できる体制を整備する。
- 診断群分類を促進して当該分類に基づく主傷病名の記載を行うなど、レセプトの記載事項の見直しを行い、医療内容及び診療報酬請求事務の透明化を図るとともに、審査の見直しを行う。

### ④ 医療事務の情報化

- 医療提供の効率化を促進する重要な要素である医療事務等の効率化を進めるため、行政が保有する保険医療機関情報の電算化、診療報酬請求事務の電算化、被保険者証のカード化など、医療事務の情報化を進め、その活用を図る。
- 医療事務の情報化、レセプトの記載事項の見直し等と併せて、診療報酬請求・審査・支払の一連のシステムの効率化について検討する。